

## 【特定事業者セミナーQA】

スライド 番号	質問	回答
全般	制度の見直しによって、府市に提出する書式や記載の内容は異なるのか。	これまでから、京都府・京都市で協調した制度として運用してきたところであり、制度の見直し後も、書式等について、京都府・京都市で取扱いを統一できるように検討していきます。
全般	特定事業者以外への義務制度は何かあるのか。	京都市域についてのみですが、事業用の延床面積が1,000平米以上の建物所有者へ報告制度を創設しています。 京都市を含む京都府域のすべての建築物に対する義務としては、新築や増築の場合、再エネ設備の導入等に関する義務も拡大強化しています。
全般	今回説明された見直し案は確定している内容なのか。	基本的には変更することは想定していません。今回のスライド内で部分的に「検討中」としている点については、整理ができ次第、令和4年度以降、改めて説明します。
全般	削減目標は3年間の平均しかないのか。	京都府・京都市が掲げている2050年、2030年に向けた目標を踏まえて、今回の計画書制度の中では、3年間の目標平均というもののみを設定しています。
全般	目標削減率はどのように試算しているのか。2030年40%削減を達成できるのか。	2030年40%以上の削減は、京都府・京都市自らはもちろんのこと、市民、中小事業者、特定事業者の皆様など、あらゆる主体がこれまで以上に削減に取り組む必要があると考えています。特定事業者の皆様には率先した取組をお願いしたいと考えており、部門別の目標削減率を設定しています。

スライド 番号	質問	回答
7	未達成の場合、罰則等はあるか	表彰制度であり、罰則はありません。ただし、これまでと同様に、今後も各事業者の計画書及び報告書をホームページで公表します。
13	目標削減率について、業務部門では6%になったが、3年間だと18%削減するということか。	目標削減率は、計画期間の3年間の平均の削減率ですので、3年間で6%削減いただく計算となります。
14	排出係数について、電力会社やプランが変わるたびに変更するということだが、それは年度の途中でも変更できるのか。	可能です。年度途中で変わった場合、電力会社やプランごとの電力量と排出係数を使用してください。
14	調整後排出係数として、どの数字を使用するのか。	環境省が公表している係数を使用することを想定しています。なお、契約先の電力会社から個別に調整後排出係数を提示されている場合は、算定根拠等を確認する必要があるため、個別に御相談願います。
14	電力の排出係数は電力会社の取り組み次第で変わる。事業者の努力では難しいと考えるが、どうお考えか。	排出係数が低い電力会社を選択いただくことも、事業者様の努力と考えています。
15	電力は排出係数をゼロにすることができるが、ガスを使用する場合、削減が困難ではないか。	「温室効果ガス排出量正味ゼロ」を実現するためには、CO <sub>2</sub> クレジット等を購入することで相殺するなどの取組が考えられます。
15	製品製造・サービスを通じたGHG削減貢献を評価する仕組みはあるか。	重点対策項目として、「環境配慮製品等の開発・製造」という項目を設けており、ここで評価することとしていますので、製品・サービスを通じた取組について、数字を直接反映させるような仕組みを制度に入れる予定はありません。
15	非化石証書はCO <sub>2</sub> 排出削減取組としてみなすのか。	「温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収分の購入によるもの」として算入可能です。

スライド 番号	質問	回答
15	非化石証書が第五計画期間から使えるようになるとのことだが、今買っても次の報告書では使えないのか。第四計画期間のうちには使えないのか。	第五計画期間に非化石証書を償却する場合であれば評価の対象となりますが、第4計画期間中に償却されたものについては評価の対象とはなっておりません。
16	重点対策項目がずいぶん少なくなったようであるが、実施率で評価するのか。	評価方法は検討中です。
16	重点対策項目の評価はどうなるのか。	現在、アンケートを集計中であり、アンケート結果を踏まえて評価方法を検討する予定です。
16	新しい重点対策項目に関して、実施済とするために必要な根拠資料はいつ示してもらえるのか。	新しい指針等をお示しする令和4年冬頃までにはお示しする予定です。
16	重点対策項目は業種によって取り組める数が変わるため、不公平ではないか。	これまでは業種によって取り組める数が異なっていましたが、第五計画期間は先日のアンケート結果も踏まえ、なるべく公平になるように検討します。
17	生産ラインの稼働時間延長が計画変更の対象として認められないのは何故か。	物理的に変更が加えられる場合とは異なり、稼働時間は発注数等世の中の情勢に左右されることが多く、温室効果ガス排出量増減に関わる不確定要素が大きいためです。
17	計画変更について、店舗数が頻繁に増えたり減ったりするが、その都度変更しなくてはいけないのか。	基準変更の要件に該当する事象が発生し、排出量が目標削減率の絶対値を超えて増減する場合、その都度計画を変更してください。ただし、変更の発生が明らかでない場合、これまでの運用どおり、第3年度目にまとめて変更しても構いません。
18	「新車購入時のエコカーの導入割合」と言っていたが、中古車のエコカーを購入した場合はどうなるのか。	本制度では、いわゆる、車検証が初めて発行される自動車のみを報告対象としています。ただし、中古車を購入する場合であっても、エコカーを率先導入することを条例上努力義務として規定しています。
19	「新制度運用開始に向けての準備」とは、具体的にどのようなことをすればいいのか。	電気の契約別の電気使用量を把握するようにしておいてください。

スライド 番号	質問	回答
19	結局、いつ、何を提出すればいいのか。	市に提出いただく時期や資料については、これまでから変更はありません。府に提出いただく時期についても、これまでから変更はありませんが、令和4年度から冷媒用代替フロン使用状況等報告書、再エネ導入等状況報告書を提出いただく必要があります。